

2017. 1. 6

経産省ヒアリング質問項目案

1、 なぜ貫徹委員会「中間とりまとめ」には21.5兆円の数字を記載していないのか？

21.5兆円の数字は、12月9日の第6回東電改革・1F問題委員会で「参考資料」として提示されたのみ。マスコミ報道で既成事実となった観があるが、貫徹委員会の議論の中では、12月16日の第3回会合で資料として提示されたのみで、「中間とりまとめ」にはこの数字はない。その上で、負担方法のみが提案され議論された。国民に対しては、極めて不親切であり、意見募集のためには、中間とりまとめを一度撤回し、21.5兆円という数字の記載された中間とりまとめを出し直すべきではないか。

2、 経産省の評価した「廃炉・汚染水対策」費用予測を提示すべきではないか？

21.5兆円のうち、廃炉・汚染水対策は、上記の第6回東電改革・1F問題委員会「参考資料」において2兆円から8兆円に、6兆円増えるとされている。その根拠は、「第6回東電改革・1F問題委員会において公表された『有識者ヒアリング結果報告』を引用したもの。経産省として評価したものではないことに留意。」と書かれている。しかも、その「有識者ヒアリング報告」はA4で2枚にも満たない内容であり、単にTMI-2（スリーマイルアイランド2号機）事故からの比較類推を行ったにすぎない。きわめて不確実であることも書かれており、より精緻な、経産省の責任において行われた予測数値を示すべきではないか。

3、 「廃炉・汚染水対策」の追加コストはデブリ取り出しだけなのか？

「有識者ヒアリング」の内容は、ほぼデブリの取り出しについての費用の類推に限定されている。それはほんの一部であり、汚染水対策、建屋の解体、最終的な固体、液体（大量の水）、塵等の廃棄物の処理など、総合的な費用については検討された形跡がない。これらを含めれば、増加額は6兆円にとどまらないことは明白で、8兆円は確実に上ぶれる。実際には「青天井」（無限に増えて行く）という指摘もあり、そのことをはっきりと、負担を求める国民に示すべきではないか。

4、 東電PG（送配電部門）の利益は電力消費者に帰すべきものではないか。

「廃炉・汚染水対策」の資金管理・確保については21ページの3.3から書かれている。そこには「東京電力が負担することが原則であり、東京電力にグループ全体で総力を挙げて捻出させる必要がある」と書かれている。そして、一つは「巨額の資金を長期にわたり管理していくため」、原賠・廃炉機構に資金を積み立てること、もう一つは「総括原価方式の料金規制下にある東電PGにおいて、託送収支後の事後評価に例外を設けること」によって、この必要な積立資金を捻出させることが適当であるとされている。

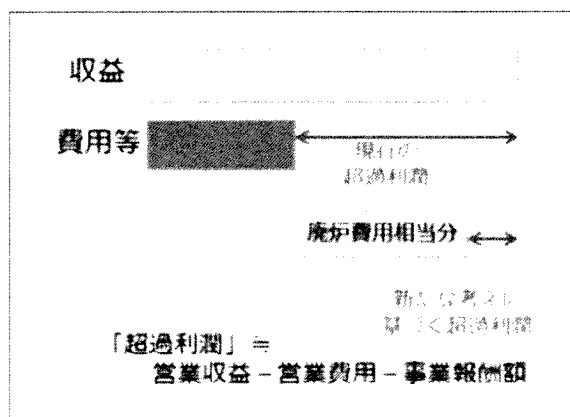
- 1) しかし、送配電部門の費用は「託送料金」という形で、全て消費者の電気料金に転嫁されている。実際には 5 円/kWh しかかかっていないのに、10 円/kWh を消費者から徴収し、差額の 5 円/kWh を廃炉・汚染水対策費として積み立てさせるというのが、提案されている方式であり、東電は負担ゼロ、消費者が全額負担しているだけではないか。
- 2) 仮に合理化によって参考図 15 に書かれているような「超過利潤」を生み出せるのであれば、他の一般電気事業者のエリアでは託送料金が半額程度になり、東電エリアでは据え置きということが起きるとのことか。
- 3) それは、東電ではなく、今後転入する新規居住者も含めて、東電エリアの消費者だけが、「廃炉・汚染水対策」の費用を負担するという意味か。

5、 総括原価方式に基づいて認められる事業報酬以上の利益（超過利潤）とは何か？

総括原価方式とは、総括原価に対し法律で定められた比率の利益しかとってはいけないという制度である。ところが、それを超える利益（超過利潤）があるということが、22 ページには書かれ、参考図 15 では、費用（総括原価）を上回るほど超過利潤を挙げている図が示されている。

- 1) 送配電事業者は、このような超過利潤をこれまでも挙げていたのか？
- 2) 22 ページの注 23 にある、ストック管理方式とは何か？
- 3) 超過利潤の評価については、どの法律の第何条に書かれているのか？
- 4) これまで注 23 の②の方法で、料金の是正が行われてきたにもかかわらず、託送料金はそう大きく変化していない。むしろ減るよりは増えてきたようにも思える。それが、今後は参考図 15 のように、大幅な超過利潤をあげるようになると想定できるのはなぜか？
- 5) そういことがないのであれば、この「中間とりまとめ」の想定自体が無意味ではないか。

参考図 15 託送収支事後評価における例外措置のイメージ



6、 賠償資金 7.9 兆円は誰がどのように負担するのか？

第6回東電改革・1F 問題委員会「参考資料」で示された「賠償費用」7.9 兆円については、現在は原子力損害賠償・廃炉支援機構法のスキームで、政府からの交付金でまかない、それに対し東電が特別負担金、東電を含む 10 電力が一般負担金を原子力損害賠償・廃炉支援機構に納付するという形が取られている。

- 1) 東電はいま、発電部門（フュエル&パワー）、送配電部門（パワーグリッド）、小売部門（エナジーパートナー）そして東電ホールディングスの四つに別れているが、特別負担金や一般負担金は、どのセクションが負担しているのか。東電ホールディングスカ。
- 2) 東電ホールディングスの収入はどのように確保されているのか。
- 3) 東電の原発は、東電ホールディングスの保有とされているが、柏崎刈羽原発などの維持管理費は、どのセクションの費用およびコントロール下で行われているのか。
- 4) その費用は現在、コストとして、発電、送配電、小売の原価に反映されているのか。
- 5) 反映されていないとしたら、コストは誰が負担したのか。

7、 2020 年度以後の一般負担金は誰がどのように負担するのか？

電力システム改革のロードマップにおいては、2020 年度に全ての一般電気事業者において発電と送配電、小売の分離が行われることになっている。それぞれが別の法人であるから、発電側の費用を送配電や小売側が負担するということがあってはならない。

- 1) 2020 年度以降は、原子力発電のコストである一般負担金は原発を保有している発電部門のコストと考えてよいか。
- 2) 仮に東電のようにホールディングカンパニーが原発を保有したらどうなるか。一般電気事業者全体のコストとなるのか。この場合も、一時期、発電のコストをホールディング側で負担するという理解でよいか。
- 3) 一般負担金の総額は、現時点では年間 1630 億円とされるが、旧一般電気事業者が三分割された後にも、これが送配電部門の費用とされることはないか。
- 4) 同じく 1630 億円が、旧一般電気事業者の小売部門のコストとして、販売する電気の価格を押し上げることはあるか。
- 5) 19 ページには「一般負担金は、経過的に措置されている小売規制料金等により回収されていることから」という一文がある。「経過的に措置されている」の意味は何か。
- 6) ベースロード電源市場と一般負担金になんらかの関係はあるか。

8、 「過去分」の考え方について

19 ページには、1966 年から 2010 年までに「一般負担金」として徴収したと同額（2.4 兆円）を、一般消費者が負担すべき原子力の「過去分」負担とし、2020 年以降の託送料金に

上乗せして回収すると書かれている。

- 1) 「過去分」2.4兆円は、2020年度以降は「託送料金」に上乗せするとされるが、託送料金に上乗せされるのは、この2.4兆円だけに間違いないか。
- 2) 「一般負担金」は原子力損害賠償・廃炉支援機構法で作られた仕組みである。その際には、福島原発事故の損害賠償金について、他の原子力発電事業者も連帯責任で負担を負うこと、それが将来の事故に備える保険的な意味を持つことは意味として含まれていたが、「過去分」の負担であることはどこにも書かれていない。そうすると、定義を変える法改正が必要ではないか。
- 3) 原賠廃炉機構の一般負担金について、今後過去分3.8兆円を回収するという案が、中間とりまとめで提示されている。今回東電1F委員会で参考資料として配られた数字をみると賠償費用の増加分は2.5兆円である。過去分3.8兆円は取りすぎではないか。そもそも賠償費用全体が増加したのであれば、当然東電の特別負担金も増やすべきではないか。
- 4) 「過去分」の規模について、参考図12の縦軸が「熱出力」となっている。「電気出力」はおおよそ、「熱出力」の1/3であり、且つ、各原発は100%稼働していた訳ではなく、各原発/各年度毎に異なり、1975年～2020年までの全原発の平均設備利用率は71.8%（原子力安全基盤機構）と言われている。従って、「消費者に提供した電力の対価」とするなら、縦軸は「電気出力」、そして、数量は「設備容量」ではなく「実際の発電量」の年度毎の集計にすべきではないか？

9、「中間取りまとめ」以降、実施までのプロセス

このパブコメが出された後、これが「実施」されるまでのプロセスを明示していただきたい。

以上